

綾瀬市立学校施設の特別教室棟施設開放に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市立学校施設の開放に関する条例施行規則（平成26年綾瀬市教育委員会規則第8号。以下「規則」という。）第15条の規定に基づき、綾瀬市立学校施設の開放に関する条例（平成26年綾瀬市条例第21号。以下「条例」という。）第2条に規定する開放施設のうち、特別教室棟施設の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(特別教室棟施設)

第2条 特別教室棟施設は、別表のとおりとする。

(開放日の通知)

第3条 規則第4条第2項に規定する教育委員会が指定する日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 7月1日から9月30日までの期間 3月25日
- (2) 10月1日から12月31日までの期間 6月25日
- (3) 1月1日から3月31日までの期間 9月25日
- (4) 4月1日から6月30日までの期間 12月25日

2 学校長は、前項に規定する日以降に学校教育上開放日を変更する必要がある場合は、速やかに生涯学習課長に通知するものとする。

(利用申請等)

第4条 登録団体の代表者は、特別教室棟施設を利用しようとするときは、利用しようとする日の前日から起算して3か月前から7日前（申請期限の日が日曜日、土曜日又は祝日等の休日（以下「休日」という。）にあたる場合は、その直前の平日。）までに、生涯学習課へ規則第8条に規定する学校開放施設利用申請書を提出し、使用料を納付するものとする。

2 生涯学習課長は、前項の手続が完了し、規則第9条に規定する学校開放施設利用許可決定通知書を登録団体の代表者に交付したときは、当該特別教室棟施設の学校長に同決定通知書の写しを送付するものとする。

(使用料の納付期限)

第5条 使用料の納付期限は、特別教室棟施設を利用しようとする日の7日前（納付期限の日が休日にあたる場合は、その直前の平日。）とする。

(使用料の還付手続等)

第6条 規則第14条の使用料の還付申請は、利用を予定していた日の翌日から起算して14日以内(申請期限の日が休日にあたる場合は、その直前の平日。)に生涯学習課において行うものとする。

(利用日等の変更等)

第7条 特別教室棟施設の利用の許可を受けた登録団体(以下「利用団体」という。)は、利用日若しくは利用時間を変更又は利用を中止(以下「利用日等の変更等」という。)しようとするときは、利用日の前日から起算して7日前申請期限の日が休日にあたる場合は、その直前の平日。)までに生涯学習課長に申し出るものとする。

2 利用日等の変更等は、1利用日1回限りとする。

(鍵の貸与等)

第8条 利用団体は、特別教室棟施設の利用に当たり、利用開始前に生涯学習課で鍵の貸与を受けるものとする。

2 利用団体は、利用が終了したときは利用日当日に鍵を返却しなければならない。

3 鍵の貸与を受けた利用団体は、鍵を適正に管理するものとし、紛失した場合は利用団体の責任において鍵の交換等に係る費用の全額を負担するとともに、その他一切の責任を負うものとする。

(利用団体の遵守事項)

第9条 利用団体は、条例及び規則の規定を遵守するため、利用時間中、代表者又は管理指導員が立ち会い、管理し、監督しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、特別教室棟施設の開放に係る運用について、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱の規定による利用許可の申請その他必要な準備行為は、この要綱の施行の日前に行うことができる。

(綾瀬市立小学校及び中学校の教室棟の開放に関する要綱の廃止)

3 綾瀬市立小学校及び中学校の教室棟の開放に関する要綱（平成5年3月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(別表)

学 校 名	施 設	面 積	収容人員	設 備
早園小学校 TEL78-8525	家庭科室	120㎡	40人	調理台（作業台）
	図工室	120㎡	40人	糸ノコ機械
	音楽室	120㎡	40人	ピアノ、オルガン
綾瀬中学校 TEL78-0024	コンピューター室	130㎡	40人	パソコン
	調理室	130㎡	40人	試食台、オーブン
	音楽室	130㎡	40人	ピアノ、ステレオ
城山中学校 TEL77-6134	被服室	130㎡	40人	ミシン
	コンピューター室	100㎡	40人	パソコン
	音楽室	100㎡	40人	ピアノ、ステレオ
	多目的ホール	170㎡	80人	イス、テーブル